

甲府市中小企業等事業承継補助金

市内中小企業者等の事業承継を促進し、経営の存続と雇用の維持を図るため、事業承継に必要な資産査定や企業価値の簡易算定等に係る費用等の補助金を創設しました。

対象者

山梨県事業承継・引継ぎセンターを利用し、事業承継を行う市内の中小企業者等であって、山梨県事業承継促進事業費補助金の交付を受け、市税に滞納がないもの。

補助額

事業承継に必要な資産査定や企業価値の簡易算定等に係る費用の6分の1を補助する。
(上限:125千円)

必要書類

- ①山梨県事業承継促進事業費補助金の補助金額確定通知書の写し
- ②事業承継診断書の写し
- ③補助事業に要する経費の領収書の写し
- ④市内に事業所があることが確認できる書類の写し
- ⑤補助金の振込先が分かる通帳の写し
- ⑥収支内訳書

その他詳細は
甲府市HPを
ご確認ください！

【お問い合わせ・申込先】

甲府市役所産業部 商工課 055-237-5695(直通)